

行方市クラウド型電話交換機導入等業務に関する
公募型プロポーザル実施要領

1. 目的

現在利用中である電話交換機や、固定電話機等の設備老朽化を踏まえ、新たにクラウド型電話交換機のシステムを使用する。また、各庁舎の改修工事も計画していることから、電話環境を抜本的に見直し、各種配線を可能な限り廃止・簡素化するなど、新たにスマートフォンの内線活用などを業務効率化に繋がる設備更新を進め、職場レイアウト変更への柔軟な対応や時代に即した働き方への対応を図りながら電話環境の安定的かつ柔軟な運用を目指すことを目的とする。

2. 概要

① 件名

行方市クラウド型電話交換機導入等業務

② 内容及び期間

別紙「行方市クラウド型電話交換機導入等業務仕様書」（以下「仕様書」という。）のとおりとする。なお、仕様書は、企画提案書及び見積書を作成する上で考慮すべき最低限の要件を示すものであり、提案内容や現況によっては契約時に変更する場合がある。

③ 提案上限額

提案上限額は次に掲げるとおりとする。なお、この金額は、契約時の予定価格を示すものではなく、導入から運用を含めた令和8年度内の企画提案の規模を示す金額である。

ア 電話交換機等環境整備業務及び電話交換機等サービス費
（クラウド型電話交換機等サービス初期費用・運用費用）

25,000,000 円（消費税及び地方消費税含む。）

イ スマートフォン利用料（スマートフォン初期費用・運用費用）

4,000,000 円（消費税及び地方消費税含む。）

④ 業務担当課

〒311-3892 茨城県行方市麻生 1561 番地 9

行方市総務部管財課管財グループ

電話番号 0299-72-0811（代表）、356・357（内線）

E-mail name-kanzai@city.namegata.lg.jp

3. 応募資格及び条件

① 応募資格

次に掲げる者は、応募することができない。なお、複数の事業者が連携する場合は、グループを構成するすべての事業者が当該資格要件に該当しないこととする。

ア 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当する者

イ 本実施要領の公表の日から提案書を提出する日までの期間に、行方市（以下「市」という。）から現に指名停止又は指名除外措置を受けている者

ウ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号から第5号までに規定するもの、その他反社会的団体及びそれらの構成員並びに同条第6号に規定する暴力団員

- エ 民事再生法(平成11年法律第225号)第21条の規定による民事再生手続開始の申立てをしている者
- オ 会社更生法(平成14年法律第154号)第17条に規定する更生手続開始の申立てをしている者
- カ 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律(平成11年法律第147号)第5条第1項に規定する観察処分決定を受けた団体又は該当団体の役員若しくは構成員
- キ 国税及び地方税を滞納している者

応募条件

- ク 本事業を行う能力を有する単独企業、又はグループとする。なお、グループの場合は、代表者が業務を行うものであること。
- ケ 1者が複数の役割を兼ねることができる。
- コ グループの構成員は他の構成員になることはできない。
- サ グループで応募する場合は、事業役割を担う代表1者を選定することとし、その代表者が市との連絡窓口となり、契約等諸手続を行い、業務遂行の責任を負うものとする。また、参加表明時は、代表者と構成員を明らかにし、各々の役割分担を明確にする。その際、代表者と構成員ともに複数の役割を担うことができる。
- シ 応募者は、提案に必要な諸手続を行うほか、優先交渉権者となった場合は、契約に係る諸手続を行うものとする。
- ス 参加表明書及び資格確認書類により本実施要領の内容を履行期間内に確実に履行できる者であること。
- セ 応募者は、本実施要領等の公表の日から過去5年以内に他の自治体において、本事業と同様の事業実績があること。
- ソ 契約期間中において継続的に保証・維持管理・保守を行うことができ、そのための部材提供・代替品供給等ができる者であること。

② 応募に関する留意事項

- ア 提出書類の著作権は、それぞれの応募者に帰属するが、市に提出した書類は返却しないものとする。また、市は応募者に無断で本事業における審査等以外の目的で提出書類を使用したり、情報を漏らしたりすることはない。
- イ 提出書類の変更・修正の禁止提出した書類の変更、差し替え、再提出を禁止する。しかし、市は、提出した書類に係る追加参考資料の提出を要求することがある。
- ウ 参加表明書及び資格確認書類、提案書に虚偽の記載があった場合は、提出した書類を無効とする。
- エ 応募に関する書類作成及び提出に係る費用は、全て応募者の負担とする。
- オ 提案内容に含まれる特許権・実用新案権・意匠権・商標権等の国内外の法令に基づき保護される第三者の権利の対象となっている意匠・デザイン・設計・施工手法・維持管理手法等を利用した結果生じた責任は、応募者が負うものとする。
- カ 応募者は、1つの提案しか行うことができない。
- キ 応募者の構成員の変更は認めない。ただし、やむを得ない事情が生じた場合は、市と協議の上、市が認めた場合はこの限りではない。
- ク 提案が達成できないことによる損失は、原則として事業者が負担する。ただし、天災や運営状況の大幅な変更など、事業者の責めに帰さない合理的な理由がある場合は、双方で別途協議を行うものとする。

4 日程

項目	日程
実施要領・仕様書の公表	令和8年6月8日(月)

質問書受付期間	令和8年6月15日(月)まで
質問書への回答	令和8年6月18日(木)から
参加申込書の提出	令和8年6月24日(水)まで
参加資格審査結果通知	令和8年6月30日(火)
提案書提出期限	令和8年6月30日(火)から 令和8年7月17日(金)まで
プレゼンテーション実施・優先交渉権者選定	令和8年7月28日(火)予定
審査結果通知	令和8年8月4日(火)予定

※上記は予定であり、変更となる場合がある。

5 応募等の手続き

① 質問の提出

ア 受付期間

令和8年6月15日(月)17時まで

イ 提出方法

「質問書(様式1)」を使用して郵送または電子メールにて提出する。

ウ 提出先

行方市 総務部 管財課

メールアドレス：name-kanzai@city.namegata.lg.jp

電話番号：0299-72-0811(代表)、356・357(内線)

エ 質問への回答

令和8年6月18日(木)から質問と回答を本市ホームページに掲載する。

※個別での対応は一切行わず、質問者名の公表はしない。あわせて、この回答は、本要領と同等の効力を持つものとする。

② 参加申込書の提出

ア 受付期間

令和8年6月24日(水)17時まで

イ 提出方法

以下の提出書類を郵送または持参にて提出すること。

1. 「参加申込書(様式2)」
2. 「グループ構成表(様式3)」
※グループで応募の場合は代表企業名で作成して提出すること。
3. 「会社等概要書(様式4)」
4. 「実績報告書(様式5)」
5. 法人登記事項証明書又はその写し(発行3か月以内のもの)
6. 国税及び地方税の納税証明書又はその写し(発行3か月以内のもの)
※国、都道府県、市区町村に納付すべき税に滞納がないことの証明
※消費税及び地方消費税については、未納がないことの証明
7. 直近の決算関係書類
※財務諸表又はこれに代わる財務状況の確認がとれる書類

ウ 提出先

行方市 総務部 管財課

メールアドレス：name-kanzai@city.namegata.lg.jp

電話番号：0299-72-0811(代表)、356・357(内線)

③ 企画提案書の提出

企画提案書の提出要請が通知された応募者は、企画提案書及び見積書各11部（正1部、副10部）を作成し、A4ファイルに綴じたものを提出すること。おおよそ20枚とする。
ただし、④に示す辞退届の提出がなく、提案書の提出がなかった場合は辞退したものとみなす。

ア 受付期間

令和8年7月17日（金）17時まで（厳守）

イ 提出方法

持参または郵送（配達確認ができるもので、令和8年7月17日までに必着）

ウ 提出先

行方市 総務部 管財課

メールアドレス：name-kanzai@city.namegata.lg.jp

電話番号：0299-72-0811（代表）、356・357（内線）

エ 提出書類

1. 企画提案書（任意様式）

提案書の作成にあたっては、次の項目に係る内容を具体的に記載すること。

a 提案概要

クラウドPBX及びスマートフォン等の導入に係るシステム構成やサービス内容、導入スケジュール等の提案概要を記載すること。また、類似業務の導入実績についても記載すること。

b 安定性

導入機器及びスマートフォンの機能、性能について記載すること。また、音声品質、通信回線の安定性について記載すること。（※数的根拠を用いるなど審査員が判断できる内容とすること。）

c 機器の操作性

固定IP電話及びスマートフォンでの外線、内線発着信や転送、ピックアップ方法等を記載すること。

d 管理・サポート

市管理者に対するサポート及び人事異動等で発生する設定変更について記載すること。また、職員への説明会、操作教育方法について記載すること。

e 障害時対応

通信障害等により電話が不通となった場合の代替手段及び支援体制等について記載すること。

2. 見積書（任意様式）

※行方市クラウド型電話交換機導入等業務に係る令和8年度の賃貸借料を見積もること。その際、各費用の積算が確認できるよう見積もること。また、見積額には消費税及び地方消費税を含むものとする。

④ 辞退届の提出

提案書提出要請の通知を受けた応募者が、プロポーザルへの参加を辞退する場合は、辞退届を次の方法で提出すること。

ア 提出書類

「(様式6) 辞退届」

イ 提出期限

令和8年7月17日（金）17時まで

ウ 提出方法

持参又は郵送、電子メールにより提出すること。

エ 提出先

行方市 総務部 管財課

メールアドレス：name-kanzai@city.namegata.lg.jp

電話番号：0299-72-0811（代表）、356・357（内線）

6 審査・選定方法

① 選定方法

公募型プロポーザル方式

※本プロポーザルは、契約者を決定するにあたり、価格のみの競争ではなく、応募者の実績、経験、技術力、企画力等、受託者としての的確性を確認するために行うもので、プロポーザルに参加する応募者が提案した提案書等の内容及びヒアリング等の状況を評価し、最も高い評価を受けた応募者から順に、優先交渉権者及び次点交渉権者を決定するものである。

② 審査・提案基準及び配点

参加事業者当たり 120 点満点とし、審査評価点を基に、次の審査項目について審査・採点を行うものとする。全審査委員の審査項目における得点の合計が最も高い応募者を優先交渉権者とする。

審査項目	審査の内容	配点
提案内容	<ul style="list-style-type: none"> 仕様書の内容を適格に捉え、明確かつ具体的な提案であるか。 本業務を実施できる体制が整っており、かつ、実施可能な無理のないスケジュールとなっているか。 行政機関や民間事業所等への導入実績があり、十分なノウハウを有しているか。 	30 点
安定性	<ul style="list-style-type: none"> クラウド PBX の機能及び性能は十分か。 音声品質は住民サービスとして十分か。 	20 点
機器の操作性	<ul style="list-style-type: none"> 外線、内線の発信及び転送等の提案内容は十分かつ容易に行えるか。 本市の日常業務等を理解し、職員が使いやすい運用方法を提案しているか。 	20 点
管理・サポート 障害時対応	<ul style="list-style-type: none"> 市管理者に対する支援内容等が十分で、変更設定に係る職員の負担が少ない提案となっているか。 職員への説明会、操作教育の実施が十分であるか。 通信障害等により電話が不通となった場合の代替手段及びサポート体制の内容が合理的であるか。 	30 点
価格	<p>【価格点】 価格点の点数化は以下の算出に基づいて行う。</p> $\text{価格点} = (\text{提案事業者内での最低価格} / \text{提案価格}) \times 20 \text{点}$ <p>(例) 提案者Aの提案価格 20,000千円 全提案者内での最低提案価格 12,000千円の場合 提案者Aの価格点 = (12,000 / 20,000) × 20 = 12点 ※小数点以下切捨て</p>	20 点

なお、参加事業者が1業者の場合においても審査を実施するものとし、全審査委員の審査項目における得点の平均点が70点以上でなければ優先交渉者として認めないものとする。

③ 評価、選定に関する留意事項

- ア 本プロポーザルは、最適な参加者を選定するために行うものであり、契約後の業務において、必ずしも提案内容の履行を保証するものではない。
- イ このプロポーザル手続において、本市が配付した書類や資料等を他の目的で使用しないこと。
- ウ 次のいずれかに該当する場合は失格とする。
 1. 提出書類の提出方法、提出先及び提出期限に適合しない場合
 2. 虚偽の記載や不正が認められた場合
 3. 記載すべき事項のすべて、又は一部が記載されていない場合。また、記載すべき事項以外の内容が記載されている場合
 4. 審査の公平性に影響を与えることがあった場合
 5. 本実施要領に違反すると認められた場合
 6. プレゼンテーション当日、正当な理由なく指定した時刻に遅れた場合
 7. 不正な手段を用いて本事業を誹謗し、又は事業の公正な進行を妨げた場合
 8. 市が提示した提案上限額を超える見積書を提出した場合
 9. 本プロポーザルに関して不適切な行為があった場合。提出された提案にかかる書類の著作権は、元来第三者に帰属するものを除き、それぞれの提出者に帰属するものとする。なお、第三者の著作物を使用する場合は、著作権法に認められた場合を除き、第三者の承諾を得ること。第三者の著作物の使用に関する責は、使用した参加者に帰すものとする。

④ 審査の流れ

1. 提案書及びプレゼンテーションを基に提案内容の審査を行う。
2. 審査に要する時間は50分以内（プレゼンテーション30分・質疑応答20分）とする。なお、デモンストレーションに必要な電話機等の機材は提案者が用意する（※電源は事務局側で準備する）。
3. プレゼンテーション参加者は、構成員を最大5名とする。
4. 審査の結果、総合得点の最も高い提案をした参加者を、契約に向けての優先交渉権者とする。また、次点者を次点交渉権者とする。
5. なお、審査の公平性を期すため、提案者は企画提案書について審査項目の順番に沿った内容とすること。

⑤ 審査結果の通知

1. 審査結果は、令和8年8月4日（火）までにプレゼンテーション参加者に「(様式7) プロポーザル本審査結果通知書」で通知する。なお、電話等による問い合わせには応じない。
2. 審査結果に対する異議を申し立てることはできない。
3. 審査結果は、市のホームページにおいて、優先交渉権者の名称及び得点並びに優先交渉権者以外の得点を公表するものとする。

7 契約の締結

① 契約内容の協議

優先交渉権者において提出された提案書及びプレゼンテーションの内容に基づき、実施する事務の詳細及び契約内容等の協議を行う。

また、優先交渉権者は、提案等の内容、提案見積価格の履行義務があるが、市は提案等の内容を取捨選択できるものとする。

なお、優先交渉権者との協議の結果、両者が合意に至らなかった場合には、市は次点交渉権者と協議を行うものとする。

- ② 見積書の提出
優先交渉権者は、協議の結果に基づき、正式な見積書を提出するものとする。
- ③ 契約の締結
契約内容の協議、正式な見積書の内容により市と優先交渉権者が合意した場合は、優先交渉権者を相手として、賃貸借契約を締結するものとする。
- ④ 契約締結後
優先交渉権者に本事業における失格事由等が認められる行為が判明した場合、市は契約を解除できるものとする。

8 その他留意事項

- ① 誠実な業務遂行
 - ア 事業者は、本実施要領及び配布資料の諸条件に沿って誠実に業務を遂行すること。
 - イ 業務遂行にあたり、疑義が生じた場合には、市との間で誠意をもって協議すること。
 - ウ 業務の遂行上知り得た内容は、他人に漏らさないこと。
- ② 契約期間中の事業者との関わり
事業者は、事業者の責により業務を遂行すること。また、市は契約書に定められた方法により、業務実施状況について確認を行うものとする。
- ③ 業務の継続が困難となった場合における措置
 - ア 事業者の責に帰すべき事由により業務継続が困難となった場合又はその恐れが生じた場合には、市は、事業者に対して改善勧告を行い、期間を定めて、改善策の提出及び実施を求めることができる。この場合において、事業者が当該期間内に改善することができなかった場合には、市は、事業者との契約を解除することができるものとする。
 - イ 事業者が倒産し、又は事業者の財務状況が著しく悪化し、契約に基づく事業の継続が困難と認められる場合には、市は事業者との契約を解除することができる。
 - ウ ア又はイにより契約を解除した場合には、事業者は市に生じた損害を補償しなければならない。
 - エ 不可抗力その他市は事業者の責に帰すことができない事由により業務の継続が困難となった場合には、市と事業者は、業務継続の可否について協議する。

以上